

答 申 書
(答 申 第 278 号)
平成 30 年 12 月 20 日

1 審査会の結論

放射線照射馬鈴薯に関する報告資料に係る文書を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「士幌町農業協同組合の馬鈴薯照射施設における以下の統計数値に係わる資料（2006年から2017年まで）

- ・放射線照射馬鈴薯の生産量
- ・放射線照射馬鈴薯の出荷量及び用途別内訳、月別内訳」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して「馬鈴薯照射実績報告書（平成18年度～平成28年度）を対象公文書と特定し、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第18条第1項に基づき、士幌町農業協同組合に対して意見書の提出を求めるため、平成30年5月7日付け十保生第190号で公文書開示決定期間延長通知を行うとともに、同日付け十保生第191号で平成29年度（2017年）については、提出を受けていないとして不存在通知を行った。

次に、対象公文書が条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして、平成30年5月14日付け十保生第232号で公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、照射食品の安全性が確認されていないとして、国民の知る権利に基づく公益上の開示の必要性を主張するとともに、放射線照射馬鈴薯生産は国の補助事業で始まったもので一私企業の情報とは言えないこと、照射馬鈴薯は国内で士幌町農業協同組合以外では行っておらず、競争上の地位の問題は発生しないこと、平成18年の政府答弁で照射馬鈴薯の生産量を答えていることから部外秘の情報ではないことを主張し、本件処分の全部を取り消し、情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、照射馬鈴薯は食品衛生法に基づき許可を受けた施設で規格基準を遵守し適切に行われていると主張するとともに、条例における非開示処分の妥当性の判断に関して国の補助事業であることは考慮されないこと、競争上の地位とは馬鈴薯生産事業者間の地位であること、政府答弁と条例による開示請求の処分の妥当性の判断は一律な対応とはならないことから本件処分は妥当である旨主張している。

ウ そこで、審査会として対象公文書を見分したところ、士幌町農業協同組合が道に提出している報告書であり、放射線照射馬鈴薯の各年度毎の照射期間、照射数量、出荷用途及び出荷先、吸収

線量測定成績表（照射年月日、照射時間、照射線量、照射製品出来高）が記載されているものである。

これらは、士幌町農業協同組合が行っている営業上の事項に属する内部情報であり、開示することにより販売時期、販売地域等の販売計画が明らかになることが認められる。

そして、それらが明らかになると他の馬鈴薯生産地が出荷調整等を行うことにより販売価格への影響が懸念されるところであり、当該法人の事業活動が不当に損なわれる恐れがあると認められる情報である。

したがって、本件開示請求の対象公文書については、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるため、2号情報に該当するものと判断する。

(4) 条例第11条の該当性について

ア 次に、請求人は照射食品には発がん性等の疑いのある物質の生成が報告されており、その生産状況について憲法で保障された知る権利を有するとして、開示を求めていることから、当該法人情報が公益上の必要による開示すべき情報に該当するかどうかについて判断する。

イ 公益上の必要による開示については、条例第11条に規定があり、条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

本条の適用に当たっては、非開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとされている。

ウ 当審査会としては、本件対象公文書が2号情報に該当するとして非開示としたことは上記（3）において判断したとおりである。

請求人は、照射食品の安全性が確立されていない段階では、その生産、販売状況を知る権利を有するとしているが、審査会において照射食品について調査したところ、照射生成物の一つに発がん性があるとの報告はあるものの、日本における各種研究会でそれを否定する報告もあり、現在でも結論は出ていない。

照射食品は日本では士幌町農業協同組合の馬鈴薯のみ国から認められており、それは、食中毒の原因となる発芽防止を目的として、食品衛生法第52条に基づく営業許可を受けた施設で、同法第11条に基づき定められる「食品、添加物等の規格基準」を遵守したうえで生産し、馬鈴薯供給の端境期に流通させているものである。

現在、照射食品は世界各地で流通しており、現状の基準の中で、安全上の問題が起こっていないことなどを考えると、非開示情報の規定によって保護される法人の利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量すると、これを非開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められない。

また、当審査会において本件公文書を見分したところ、記載事項の中に、人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上の開示の必要性が認められる情報が含まれているとも認められない。

したがって、本件公文書について、条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとは認められないものと判断する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いづれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号 581） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書開示決定期間延長通知書の写し、⑤公文書非開示決定通知書の写し、⑥公文書不存在通知書の写し、⑦審査請求の概要、⑧弁明書の写し、⑨反論書の写し、⑩公文書の開示決定に係る意見書の写し、⑪対象公文書の写し）の提出
平成30年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成30年8月28日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成30年10月12日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成30年11月29日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案骨子審議
平成30年12月12日 （第97回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成30年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申